

## へき地学校等通学費補助事業実施要綱

|            |       |
|------------|-------|
| 平成22年3月31日 | 教育長決裁 |
| 平成23年7月15日 | 教育長決裁 |
| 平成26年3月25日 | 教育長決裁 |
| 平成27年7月21日 | 教育長決裁 |
| 平成29年3月28日 | 教育長決裁 |
| 令和2年3月31日  | 教育長決裁 |
| 令和4年4月1日   | 教育長決裁 |

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校の新設、廃止等により、公共交通機関を定期的に利用して通学することとなった京北地域の学校のうち京都市立の小学校に在籍する児童（以下「児童」という。）及び京都市立の中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）の通学費に係る当該児童又は生徒の保護者（親権を行使する者、未成年後見人その他教育長が特に認める者のことをいう。以下同じ。）に生じる経済的負担の軽減を図るため、通学費の補助に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合理的経路 児童又は生徒が、通学するために公共交通機関を利用する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路
- (2) 1箇月当たりの通学費 児童又は生徒が合理的経路において通学するために当該公共交通機関に支払う1箇月通学定期券に相当する費用。ただし、通学定期券により難しい場合は、通学定期券に要する費用と実際に要した経費とのうち、少ない方をいう。
- (3) 通学距離 合理的経路において、当該公共交通機関が定める営業距離

### (交付の対象)

第3条 この要綱の対象者は、その子が通学のため公共交通機関を定期的に利用してその運賃を負担している保護者のうち、その子が京都京北小中学校に在籍し、別表に掲げる区域に居住しているものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 通学区域外就学児童及び生徒（学校教育法施行令第8条に規定する指定校の変更又は同令第9条に規定する区域外就学を認められた児童及び生徒のことをいう。）の保護者

(2) 要保護児童及び生徒（生活保護法第6条2項に規定する要保護者のことをいう。以下同じ。）の保護者

(3) 準要保護児童及び生徒（要保護児童及び生徒以外で、京都市就学援助要綱第6条又は第6条の2第2項により受給資格の認定を受けたもの。以下同じ。）で片道の通学距離が、児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上あるものの保護者  
(補助金の額)

第4条 1箇月当たりの補助額は、1箇月当たりの通学費に相当する額とする。  
(補助額の算定方法)

第5条 補助は、各月分について実施する。ただし、学校休業日中にあつては、部活動その他学校長が登校することを相当と認めた日についてのみ対象とする。

2 新たにこの事業の対象となった者の補助は、その事実の生じた日の属する月から実施する。

3 この事業の対象者に転居、転出等の異動が生じた場合及び1箇月当たりの通学費に変更があつた場合、補助金の増額はその事実の生じた日の属する月から、補助金の減額又は廃止はその事実の生じた日の属する月の翌月からそれぞれ実施する。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、別に定める申請書によって、その子が在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）に、通学定期券の写しを添えて行わなければならない。ただし、校長が保護者に代わつて通学定期券の購入申請及び受領を行っている場合は、通学定期券の写しの添付は不要とする。

2 校長は、前項の申請書の提出を受けた場合、教育委員会が定める期日までに、前項により提出された申請書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(委任状)

第7条 校長は、あらかじめ保護者から補助金の請求・受領及び返納に関する権限の委任を受けておかななければならない。

(領収)

第8条 校長は保護者に補助金を支給したときは、保護者に受給したことを確認させ、領収書をとらなければならない。

(定期券購入実績の報告)

第9条 保護者は、第6条第1項による申請の後に通学定期券を購入したときは、通学定期券の写し等を提出することにより、校長に購入実績の確認を受けなければならない。ただし、第6条第1項ただし書きの規定による場合はこの限りではない。

(異動報告)

第10条 この事業の対象者の受給要件に異動があつた場合は、当該校長は速やかに教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。

(適用除外)

第11条 この要綱の対象者については、遠距離等通学費補助事業実施要綱の規定は、適用しない。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年7月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年7月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表(第3条関係)

| 対象者     | 対象地域   |
|---------|--|
| 前期課程の児童 | 右京区役所京北出張所の所管区域のうち、京北周山町以外の地域                    |
| 後期課程の生徒 | 右京区役所京北出張所の所管区域のうち、京北周山町、京北五本松町、京北下町及び京北鳥居町以外の地域 |